

入札説明書

令和元年札幌市告示第159号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和2年1月16日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係（電話 011-211-2152）

3 入札に付する事項

（1）役務の名称

- ア 菊水分庁舎清掃業務
- イ 大通バスセンター清掃業務
- ウ 里塚斎場火葬棟ほか清掃業務
- エ 発寒清掃工場清掃業務
- オ 駒岡清掃工場清掃業務
- カ 白石清掃工場清掃業務
- キ 中央区役所庁舎清掃業務
- ク 北区民センター及び北保健センター庁舎清掃業務
- ケ 北区役所庁舎清掃業務
- コ 東区役所及び東区民センター庁舎清掃業務
- サ 厚別区役所等庁舎清掃業務
- シ 豊平区役所等庁舎清掃業務
- ス 清田区総合庁舎清掃業務
- セ 南区役所等庁舎清掃業務
- ソ 西区民センター及び西保健センター庁舎清掃業務
- タ 西区役所及び西区役所分庁舎清掃業務
- チ 手稲区総合庁舎清掃業務
- ツ 北翔養護学校清掃業務
- テ 豊成養護学校清掃業務
- ト みなみの杜高等支援学校清掃業務
- ナ のぞみ分校清掃業務
- ニ 発寒まちづくりセンター・地区会館、発寒児童会館清掃業務

（2）調達案件の仕様等

仕様書による。

なお、仕様書は財政局管財部のホームページからダウンロードできる。

（3）履行期間

上記（1）に掲げる案件ごとにそれぞれ次のとおりとする。

アからウ 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで（6か月）

エからカ 令和2年4月1日から令和2年11月30日まで（8か月）

キからナ 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（12か月）

ニ 令和2年4月1日から令和3年9月30日まで（18か月）

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

上記（1）に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が建物清掃業に登録されており、かつ、上記3（1）に掲げる案件ごとに、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

アからト：A又はB

ナ：等級問わず

ニ：B又はC

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については別記1「事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限」参照）

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(7) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に基づく建築物清掃業又は同第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

(9) 上記3（1）に掲げる案件ごとに、仕様書に掲げる清掃対象延床面積以上の施設における建物清掃業務の履行実績（ただし、臨時的業務を除く。）を有すること。

(10) 本説明書に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(11) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に定める資格については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

5 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

上記 3（1）に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ア 令和 2 年 2 月 19 日（水）10 時 00 分
- イ 令和 2 年 2 月 19 日（水）10 時 30 分
- ウ 令和 2 年 2 月 19 日（水）11 時 00 分
- エ 令和 2 年 2 月 19 日（水）14 時 00 分
- オ 令和 2 年 2 月 19 日（水）14 時 30 分
- カ 令和 2 年 2 月 19 日（水）15 時 00 分
- キ 令和 2 年 2 月 19 日（水）15 時 30 分
- ク 令和 2 年 2 月 20 日（木）10 時 00 分
- ケ 令和 2 年 2 月 20 日（木）10 時 30 分
- コ 令和 2 年 2 月 20 日（木）11 時 00 分
- サ 令和 2 年 2 月 20 日（木）14 時 00 分
- シ 令和 2 年 2 月 20 日（木）14 時 30 分
- ス 令和 2 年 2 月 20 日（木）15 時 00 分
- セ 令和 2 年 2 月 20 日（木）15 時 30 分
- ソ 令和 2 年 2 月 21 日（金）10 時 00 分
- タ 令和 2 年 2 月 21 日（金）10 時 30 分
- チ 令和 2 年 2 月 21 日（金）11 時 00 分
- ツ 令和 2 年 2 月 21 日（金）14 時 00 分
- テ 令和 2 年 2 月 21 日（金）14 時 30 分
- ト 令和 2 年 2 月 21 日（金）15 時 00 分
- ナ 令和 2 年 2 月 21 日（金）15 時 30 分
- ニ 令和 2 年 2 月 21 日（金）16 時 00 分

場所はいずれも札幌市役所本庁舎地下 1 階 3 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）とする。

(2) 入札書の提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、上記（1）の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、同時に他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札場への入場

ア 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

イ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 2）を提示しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合を除き、開札を終えるまで入札場を退場することができない。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

入札終了後直ちに上記（1）の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記エの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 再度の入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度の入札の回

数は、2回を限度とする。

エ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

オ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記エの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記エの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

カ 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、入札参加資格の審査の結果、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合において、上記エ又はオに基づき入札が無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、この再度の入札は、上記ウの再度の入札を含め、2回を限度として行う。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約

書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙3のとおり

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

ア 提出期限

令和2年1月31日（金）17時15分まで（送付による場合は必着）

イ 提出先

（ア）持参又は送付の場合

上記2と同じ

（イ）電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇清掃業務の質問について」とすること。

メールアドレス：keiyakukanri@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

令和2年2月3日（月）から12日（水）の間に適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、財政局管財部ホームページに掲載する。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(5) 積算について

別記4「清掃業務の委託料の積算について」参照。